

第7章 用語の意義

● 特定健康診査とは

国のメタボリックシンドローム対策の柱として、2008年4月から導入される新しい健康診断のことで、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている

● 特定保健指導とは

特定健診の結果を踏まえたうえで、糖尿病などの境界領域にある人に対して、医師や保健師などの専門家が食事、運動などの生活習慣の改善などのアドバイスを行う

● メタボリックシンドロームとは

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態

● 特定健康診査の対象者数とは

40～74歳国保被保険者 — (①+②)

① 対象者から除かれる人

- ・ 妊産婦
- ・ 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
- ・ 国内に住所を有しない者
- ・ 船員
- ・ 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

② 事務的に除く

- ・ パート等で勤務しており職場で健診を受けた被保険者。
- ・ 年度途中において、転出した被保険者

● 特定健康診査の実施率とは

算定式：

$$\frac{\text{保険者自身で実施した人数} + \text{事業主健診等のデータを受領した人数}}{\text{当該年度に40-74歳となる年度を通して異動のない加入人数} - \text{除外規定で除かれる者の数}}$$

● 特定保健指導の実施率とは

算定式：

$$\frac{\text{当該年度に実施した特定保健指導の利用者数}}{\text{当該年度の健診受診者のうち、階層化により動議づけ支援又は積極的支援の対象者とされた者の数}}$$

● メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

算定式

$$1 - \frac{\text{当該年度の健診データにおける該当者数+予備群数}}{\text{基準年度の健診データにおける該当者数+予備群数}}$$